

京都市告示第329号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第51条の19第1項及び第51条の20第1項の規定により、次のとおり法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者及び法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定しました。

令和8年9月1日

京都市長 松井 孝治

1 申請者

合同会社りんくけあ（代表社員 倉橋 税）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市北区西賀茂鎮守菴町101番地

3 事業所の名称

相談支援ケレケレ・ナビ

4 事業所の所在地

京都市北区紫竹下本町8 ミングルAP 西陣1番館 3-A

5 指定する事業の種類

計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

6 指定年月日

令和8年8月22日

7 事業所番号

2630101448

（保健福祉局障害保健福祉推進室）